

# 三重県新型コロナウイルス感染症 拡大阻止協力金【県・鳥羽市との協調事業】



## 概要

新型コロナウイルス感染症の拡大を阻止するため、三重県が行う緊急事態措置による休業要請・依頼に全面協力いただける中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む)に対して、三重県・鳥羽市が協調して協力金を交付します。

1件50万円 県負担金25万円、鳥羽市負担金25万円

## 対象者

県の休業要請の対象となる中小企業・小規模事業者のうち県からの協力要請を受けたうえで、以下に該当する事業所

- ①緊急事態措置期間中(少なくとも4月22日から5月6日)に休業および夜間営業の自粛の要請に全面的に協力する事業所
- ②4月20日より前から、営業の実態がある事業所

※全面的な協力:緊急事態措置期間中の全期間、休業等を行っていただくことです。

※詳細は三重県HPの別添一覧やQ&Aを参照してください。

## 支給額

1事業者あたり**50万円**(県25万円・鳥羽市25万円)

## 相談 問合せ先

三重県雇用経済部(電話番号:059-224-2335)

開設期間:5月22日(金)まで

受付時間:9時から17時(土曜日、日曜日、祝日を含む毎日)

SAVE A LIFE  
MAKE A FUTURE

守りたいこの笑顔 つくろう2週間後の未来

# 三重県新型コロナウイルス感染症 拡大阻止協力金【県・鳥羽市との協調事業】



鳥羽市新型コロナウイルス  
感染症対策本部情報発信部会

## 【申請スキーム】

**STEP1** 申請書を三重県ホームページなどで入手  
または鳥羽商工会議所、県伊勢庁舎で資料を入手

**STEP3** STEP2で準備した①～⑤の書類を三重県に送付

**STEP4** 申請書類を確認後、協力金をお支払いします

事業主

三重県

### STEP2 申請書の準備

#### 《準備する書類》

- ① 申請書
- ② 休業又は時間短縮報告書
- ③ 誓約書
- ④ 口座振替依頼書
- ⑤ 証拠となる添付書類

#### ⑤ 証拠となる添付書類

- (1) 営業活動を行っていることがわかる書類(写)  
⇒直近の確定申告書や月末締め帳簿など
- (2) 営業の実態がわかる書類(写)  
⇒社名や店舗名入り外景および内景の写真、月末締め帳簿など
- (3) 本人確認書類(写)  
⇒代表者の運転免許証、パスポート、保険証等の書類など
- (4) 業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類(写)  
⇒飲食店営業許可、酒類販売業免許、等の各種営業許可書
- (5) 休業等の状況がわかる書類(写)  
⇒休業および営業時間の短縮を告知するチラシやHPのコピー  
店頭での張り紙やメニュー等の写真
- (6) 振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し  
⇒通帳の写しなど

※①～④については三重県ホームページでダウンロード可能  
または鳥羽商工会議所、県伊勢庁舎で資料を入手可能

申請方法

郵送のみ(WEB及び持参は不可)

申請期間

4月27～5月22日

申請書  
送付先

514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県雇用経済部新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金係あて